

# 遠別中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止

◎年間を通して、全校が、繰り返し取り組む

○いじめについての共通理解

「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を全校に醸成していく。」

「いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。」

○いじめに向かない態度・能力の育成

「教育活動全体を通じた道徳教育の充実等による、社会性、生徒間の絆を育む。」

○いじめが生まれる背景に目を向けた指導

「いじめの背景には、人間関係や学習等のストレスがあることを踏まえ、個々を大切にした指導や分かりやすい授業づくりを進める。」

◎計画的な取組

○子ども自ら、いじめについて主体的に考え、防止を考える取組

「生徒会主催あいさつ運動（毎月）、生徒会主催のいじめ根絶の呼びかけ（全校集会等）

9月いじめ防止標語、ポスターコンクール」

「3月計画策定 4月職員会議 7月校内研修会、評価アンケート

11月計画改善 12月職員会議、評価アンケート 1月校内研修会」

「ネットトラブル防止・携帯電話安全教室の実施（全校生徒対象）」

## 2 早期発見

◎日頃の行動観察、アンケートによりいじめの兆候となりそうな状況を早期に把握する

○いじめの早期発見

「言葉の脅し、冷やかし、仲間はずれ、無視、暴力、教室に一人でいる、みんなで遊ばない等、気になる行動を見逃さないようにする。」

「インターネットを通じて行われるいじめや不適切な行為を防止するため、ネットパトロールの強化や日常の教育相談等で情報収集をしていく。」

○アンケート、面談の実施

「生徒アンケート5月、11月・保護者アンケート11月・生徒面談11月」

## 3 いじめに対する措置

○いじめの早期対応

「いじめと疑われる行為や訴えがあった場合の迅速な対応」

「いじめに関する情報があった場合、直ちに内容を共有し、当該組織を中心とし速やかに対応する。また、必要な場合は外部機関、警察との連携を図る。」

「いじめられた子どもと、その保護者へのサポート」

「いじめた子どもへの指導、その保護者への助言」

### 組織的ないじめ対応の流れ

①いじめの情報を集める

・教職員、子ども、保護者地域住民などから「組織」に情報を集める。

②指導・支援体制を組む  
・「組織」で指導・支援体制を組む。

③A 子どもへの指導・支援を行う  
・いじめられた子ども、いじめた子ども。いじめを見ていた子どもへの指導・支援を行う。

③B 保護者と連携する

## 4 重大事態対応フロー

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（子どもが自殺を企画した場合等）

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

○学校の下に、重大事態の調査組織を設置

○調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

○調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）

○調査結果を踏まえた必要な措置

## 5 体制・研修・連携

○子ども及び保護者が、「いつでも、誰にでも」相談できる体制の整備

○いじめ（1学期）、教育相談（2学期）に関する研修の実施

○遠別町児童生徒健全育成連携協議会の実施（1学期・2学期・3学期）